

滋賀県ヨシ群落保全審議会委員募集要領

滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例第20条に基づき設置する滋賀県ヨシ群落保全審議会の委員を下記のとおり募集する。

記

1 応募資格

県内に居住、通学または通勤する満18歳以上（令和8年4月1日現在）の方。（国・地方公共団体の議員や常勤の公務員の者、滋賀県の他の附属機関等の委員に任命または委嘱されている方を除く）

2 募集人数

2名程度

3 職務内容

「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」に定められた事項を審議するほか、ヨシ群落を守り、育て、活用していくための課題事項を調査審議する。

4 任期

2年 （令和8年6月上旬～令和10年5月下旬 予定）

5 応募方法

下記応募書類を期限までに琵琶湖保全再生課に郵送または持参、FAX、電子メールにより提出すること。

- (1) 滋賀県ヨシ群落審議会応募書（1部）・・・別添様式のとおり
 - (2) 意見書（1部）・・・様式は特に定めない
- ※意見書には、琵琶湖や内湖のヨシ、マコモ、ヤナギなどの植生をどうしていけばよいか、刈り取ったヨシをどのように活用していけばよいかなど、ヨシ群落に対する想いについて、意見や提案を1,000字程度にまとめて記載すること。

6 応募の期限

令和8年2月13日（金）【必着】

7 留意事項

- (1) 委員は応募された方の中から、意見書の内容等を総合的に考慮し、選考会議で決定する。

※選考会議の結果、任命人数が募集人数に満たないこともある。

- (2) 応募書と意見書は返却しない。

8 応募・問合先

滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-3463 FAX 077-528-4847 Email dk00@pref.shiga.lg.jp